二　車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

三　蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようになっていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

2～9　（略）

10　平成二十八年十月二十八日以降に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）であって、次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

一　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

二　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

三　国土交通大臣が定める自動車

11～13　（略）

14　次の各号に掲げる自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第九百七十五号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　平成二十九年十月九日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十九年十月九日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するもの及び令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更があるものを除く。）

ロ～ニ　（略）

15～18　（略）

19　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

（新設）

2～9　（略）

10　平成二十八年十月二十八日以降に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

（新設）

（新設）

11～13　（略）

14　次の各号に掲げる自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第九百七十五号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　平成二十九年十月九日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十九年十月九日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）

ロ～ニ　（略）

15～18　（略）

19　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）